

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年 6月 6日

宮城県監査委員 畠 山 和 純  
宮城県監査委員 袋 正  
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成20年 2月15日

2 通知のあった日

知事 平成20年 4月18日

教育委員会委員長 平成20年 4月18日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 財団法人慶長遣欧使節船協会

監査委員の報告の内容

宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営業務において、指定管理者基本協定書に規定される区分経理を行っていないこと及び当該業務に係る決算報告書の計数の根拠が明確になっていないことが認められたので、事業区分及び計数の根拠を明確にして経理する必要がある。

措置の内容

区分経理については、宮城県慶長使節船ミュージアム指定管理者基本協定書第12条のとおり訂正し、事業区分と計数についても、根拠を明確に整備するよう指導した。

今後、県費の区分経理を明確に行い、決算報告書の計数の妥当性を検証するよう指導した。

税務申告書と決算報告書では経費のとらえ方に違いがあったので、税務署と調整の上、申告の修正も含めて対応するよう指導した。

(2) 団体名 社団法人宮城県農業公社

監査委員の報告の内容

ア 出資金を下回る正味財産、当期一般正味財産増減額のマイナス計上及び経常収益の減少傾向が認められた。これらの現状を正しく認識の上、公社機能が十分発揮で

きるよう、具体的な経営改善計画を策定し、その着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。

イ 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。

ウ 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、適正に計上する必要がある。

措置の内容

ア 当該団体において、財務内容の健全化を図るため、平成20年1月に中期経営改善計画を策定した。今後は、計画内容の着実な実行について進行管理し、計画改善に向けた指導・助言を継続していく。

イ 法的措置を含め、未収金の回収に努めているところであるが、定期的に進捗状況を把握しながら、今後も収納促進に努めるよう指導・助言を継続していく。

ウ 中期経営改善計画の実行により財務内容の健全化を図り、早期に「引当金取扱要領」に基づいた引当金の計上を行うよう指導・助言を行う。

(3) 団体名 社団法人宮城県林業公社

監査委員の報告の内容

ア 不適切な評価基準を用いた有価証券(株式)の評価が認められたので、改善する必要がある。

イ 未収金管理の不徹底が認められたので、改善する必要がある。

措置の内容

ア 林業公社において、保有する株式の評価額の記載の方法について、今後検討し、改善するよう指導する。

イ 林業公社において、過年度における未収金の計上に誤りを発見し、修正したもので、今年度から未収金の補助簿を整理するなどして、誤りがないよう指導する。

(4) 団体名 宮城県住宅供給公社

監査委員の報告の内容

精算未了の修繕預り金が認められたので、確認の上、適切に処理する必要がある。

措置の内容

会計科目上、収益に計上すべきものを預り金に計上したものであり、指摘後に振替処理するよう指導した。

(5) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター

監査委員の報告の内容

ア 繰越欠損金の増加が認められたので、オフィス、コミュニケーションセンター、ホール等施設の利用率向上のための具体的方策等を講じることにより、経営改善計画の着実な推進を図り、財務内容の健全化に努める必要がある。

イ オフィス賃料等において、延滞売掛金が認められたので、収納促進に努める必要がある。

措置の内容

ア 平成19年度末時点で貸オフィスへの入居率は75.9%となり、さらに平成20年9月のアウトレットモールオープンにより、入居率のさらなる向上を目指すよう指導した。また、会社においては、財務内容の改善を図るべく平成19年6月に物流ターミナルの賃料の値上げを行っている。経費節減やオフィスの入居率向上等による更なる財務内容の健全化に努めるよう指導した。

イ 延滞売掛金が発生している企業に対し、返済計画を作成させるとともに、定期的に訪問するなど相手方の状況を常に把握し、収納促進に努めるよう指導した。

(6) 団体名 財団法人宮城県母子福祉連合会

監査委員の報告の内容

宮城県母子福祉センター指定管理者事業収支決算書に不適正な表示及び計数が認められたので、改善する必要がある。

措置の内容

ア 平成20年度から支出内容に応じた支出科目に予算を計上し、適正な予算執行を行うよう指導する。

イ 平成20年度から受講者負担金(ヘルパー受講)の実習費の送金等に係る費用は、県の委託料で賄い事業費の役務費に計上し、受講者から徴収させないように指導する。

ウ 平成19年度以降に係る法人住民税等については、当該年度内の予算で支出するよう指導する。

なお、指摘のあった平成18年度法人住民税70千円については、平成19年度の予算および決算に計上するよう指導する。

(7) 団体名 財団法人みやぎ婦人会館

監査委員の報告の内容

宮城県婦人会館管理運営業務において、県の承諾のない第三者委託契約が認められたので、改善する必要がある。

措置の内容

指定管理を委託する段階で、宮城県婦人会館管理運営業務に係る協定書の遵守すべき事項について、受託者に認識を促すべきであったと考える。

今後、適正な事務処理が行えるよう指導して参りたい。